

日本産業技術教育学会中国支部規定

- 第1条 日本産業技術教育学会中国支部（以下支部という）は、次の各項会員によって構成する。
1. 正会員 支部活動の趣旨に賛同し、所定の入会手続きをした個人のうち学生会員に該当しない者
 2. 学生会員 支部活動の趣旨に賛同し、所定の入会手続きをした大学等の在学生
 3. 賛助会員 支部の事業趣旨に賛同し、その活動を援助する団体
 4. 終身会員 支部正会員として10年以上在籍した60歳以上の会員で、退職後に正会員の年会費を5年分納入した者
- 第2条 支部は次の事業をおこなう。
1. 支部総会
 2. 研究発表会および分科会
 3. テクノロジー教育の発行
 4. その他、支部の必要と認めた事業
- 第3条 支部に次の役員をおく。
1. 支部長 1名
 2. 副支部長 1名
 3. 理事 14名以内
 4. 監事 2名
- 第4条 役員は支部総会で正会員から選出し、任期は2年とする。支部長の再任は認めないが、他の役員の再任は妨げない。役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部総会の終結の時までとする。役員に欠員が生じたときは正会員より互選補充し、その任期は残任期間とする。役員は次期役員が就任するまでその職務を行う。
- 第5条 支部長は支部を代表し、会務を統理する。
副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障があるときはその職務を代行する。
理事は理事会を構成し、支部の事業を議決、執行する。
監事は理事会の事業、執行および支部会計を監査する。
- 第6条 支部総会は毎年1回開き、その議決は出席会員の過半数によるものとする。
- 第7条 支部には事務局をおく。
- 第8条 支部は第2条の事業に必要な会費を正会員より年会費として徴収する。
- 第9条 支部の事業年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
- 第10条 支部の運営には一般社団法人日本産業技術教育学会の会則を準用することがある。

付 則

1. 入会を希望する者は入会手続きを、退会を希望する者は退会手続きを行う必要がある。
2. 入会金は学生会員を1,000円とし、正会員と賛助会員を無料とする。但し、一般社団法人日本産業技術教育学会の学生会員は入会金を無料とする。
3. 年会費は学生会員および終身会員を無料、正会員を1,000円、賛助会員を5,000円とする。
4. 学生会員は卒業あるいは修了時に正会員への変更手続きを行うと、会員を継続できる。この場合、年会費を支払う必要がある。なお、変更手続きが行われない場合は退会したものとする。
5. 5年以上年会費を滞納した正会員は退会したものとする。これに該当する者が再入会を希望する場合は再度入会手続きを行うものとし、入会希望年度の年会費1,000円と過去5年分の滞納金5,000円の計6,000円を支払うものとする。
6. 事務局は原則として支部長が所属している大学に置く。
7. 事務局は原則として1期2年間は1大学に置く。継続して置くことができるが、4年間を限度とする。
8. 次期支部長ならびに副支部長候補者（案）は支部長が予め各大学と十分に協議の上、理事会において原案を作成する。
9. 理事には、原則として各県の大学および小・中・高等学校等所属の正会員からそれぞれ1名ずつ選出し、事務局引き受け大学からはもう1名を選出する。さらに、テクノロジー教育の編集委員長1名を理事として選出する。
10. 理事には、特任教授、特命教授など支部長が特に認めた者も選出できるものとする。
11. 監事は事務局引き受け大学とは異なる2大学から各1名を選出する。
12. 支部会員在籍10年以上で、技術教育に関わる業務に長年従事し、60歳の年齢の会員には、支部から表彰状として「功労賞」を授与する。
ただし、定年年齢が61歳以上の大学などに在籍する会員の場合は、定年の年度に達した年に授与するものとする。なお、支部総会前に会員全員にメールによる案内を送り、自薦および他薦による推薦をお願いする。ここで推薦された者について、支部理事会で承認して支部総会で表彰する。
13. この規定は平成22年度のを改正し、平成27年5月より実施する。
14. この規定は、平成27年5月より実施のを改正し、平成30年6月2日より施行する。
15. この規定は、平成30年6月2日より実施のを改正し、平成30年9月1日から施行する。
16. この規定は、平成30年9月1日より実施のを改正し、令和3年11月13日から施行する。

（支部発足：昭和47年6月17日）